

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	山形県公安委員会 第24000005号
	氏名又は名称	株式会社セロン東北
	代表者の氏名	大内 勇
	主たる営業所の所在地	山形県山形市久保田一丁目8番28号
	処分に係る営業所の名称及び所在地	主たる営業所
処 分 年 月 日	平成29年7月21日	
処 分 内 容	指示	
処分理由・根拠法令	<p>(処分理由)</p> <p>現場における適切な指導を実施せず、その結果、警備業務に従事中の警備員が他の法令に違反し、警備業務の適正な実施を害したこと</p> <p>(根拠法令)</p> <p>警備業法第21条第2項</p>	
処分を行った公安委員会	山形県公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示処分の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「元従業員からの通報を端緒として立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等。）